

ダレス吉田往復書簡に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年一月二十一日

参議院議長 佐藤尙武殿

青山正一

ダレス吉田往復書簡に關する質問主意書

本年二月十三日政府より発表せられたダレス吉田往復書簡について

一、講和條約の成立に伴い、現行のマツカーサー・ラインは、当然撤廃せらるべきか、本書簡は東部太平洋に關するもので、西部海域及び北方海域に關する問題は如何に處理せられんとするか。

二、本書簡は、伝えられる百五十海里以内の漁業禁止を内容とする漁業協定の締結を暗示するやに解せられるがその真意如何。

三、当面の問題たる漁区拡張に關しては、如何なる措置が採られ且つその見透し如何。

以上の三点について、政府の見解を明らかにせられたい。